

IV 平成22年度市民税・県民税から適用される主な改正点

市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

平成20年度から税源移譲に伴う市・県民税の住宅ローン控除が創設されましたが、これに加え、21～25年までに入居され、21年分以降の所得税において住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある方も市・県民税の住宅ローン控除適用の対象となりました。

※所得税の住宅ローン控除の適用の手続き(所得税の住宅ローン控除を受けるには、最初の年は確定申告

が必要となりますが、2年目以降は、年末調整での住宅ローン控除の手続きが可能ですが)がされていれば、市に対する控除申告書による申請は不要となります。

※平成11～18年に入居され、税源移譲に伴う住宅ローン控除の対象となっている方も、確定申告や年末調整での所得税の住宅ローン控除の手続きを行うことで、市に対する申告は不要となります。

金融証券税制について

●上場株式等の配当・譲渡益にかかる税率は、本来20%(住民税5%・所得税15%)ですが、特例として10%(住民税3%・所得税7%)に軽減されています。この特例を平成23年12月31日まで延長します。

●特別徴収される配当割、および株式等譲渡所得割の軽減税率についても平成23年まで延長されます。

●上場株式等にかかる損益通算の特例の創設

平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式市場にかかる配当所得について、総合課税と申告分離課税が選択できるようになり、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式等にかかる譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能となります。

土地税制について

平成21・22年の間に取得した土地などを、5年を超えて所有した後に譲渡したとき、その譲渡所得から1000万円を控除するという措置が実施されます。

V 市民税・県民税の申告受付日程表

受付日	受付会場	対象地域
1月26日(火)	新治庁舎	藤沢1・2区、藤沢団地
1月27日(水)	新治庁舎	東町、大畑、上坂田、下坂田
1月28日(木)	新治庁舎	沢辺、田宮、高岡根、高岡沖
1月29日(金)	新治庁舎	永井、本郷、大志戸
2月1日(月)	新治庁舎	桃園、文教区、田土部、高岡新田、藤沢新田、小野、東城寺、小高
2月2日(火)	都和公民館	都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、東都和町、板谷一～七丁目
2月3日(水)	都和公民館	中都町一～四丁目、笠師町、小山崎町、今泉町、栗野町、中貫町、東中貫町、常名町
2月4日(木)	神立地区コミュニティセンター	神立町1区、北神立町、中神立町、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目、菅谷町、白鳥町、白鳥新町、おおつ野一～八丁目
2月5日(金)	二中地区公民館	真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余東台一～五丁目、木田余西台、木田余町1～4区、手野町、田村町、沖宿町
2月8日(月)	六中地区公民館	烏山一～五丁目、まりやま新町、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、右粉町1～5区、まりやま団地、大岩田町1・2区、大岩田団地(県営・市営)
2月9日(火)	三中地区公民館	荒川沖西一～三丁目、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖南区、荒川沖西区一・二丁目、荒川沖東一～三丁目
2月10日(水)	三中地区公民館	中村町1・6・8区、西根町1～3区、中村東町一～三丁目、竹の入町、西根南一～三丁目
2月12日(金)	三中地区公民館	乙戸町、小山田一・二丁目、乙戸南一～三丁目、乙戸(西区1丁目)、中村南一～六丁目、西根西一丁目、卸町一・二丁目

※対象地域の受付日にご都合の悪い方は、それ以外の会場でも申告できます。

土地・建物・株式・先物取引等の譲渡所得のあった方、雑損控除を受ける方、住宅借入金等特別控除で所得税の還付を受けようとする方は、市役所では受け付けできませんので、**税務署**で申告するようお願いします。

☎ 土浦税務署 ☎822-1100 自動音声案内

市民税・県民税の申告受付

受付期間

■市役所課税課(本庁舎 1階) 2月16日(火)～3月15日(月)

午前8時30分～11時30分 午後1時～4時(土・日を除く)

※2月21日(日)、28日(日)に限り、申告受付を行います。

■臨時受付会場 1月26日(火)～2月12日(金)

午前9時～11時30分、午後1時～4時(土・日、祝日を除く)

※臨時受付会場は、10ページの日程表を必ず確認してください。



申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早めに済ませてください。申告書は、前年度に申告をされた方に郵送を予定しています。また、申告書は、課税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。自分で正しく計算・作成し、期限までに**郵送または受付窓口**に提出してください。

☎ 課税課(☎826-1111 内線2231、2236)

I 申告の必要な方

平成22年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成21年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方、または提出予定の方
- 年末調整された給与のみの方で、給与の支払い報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- 土浦市内に住む方の、税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和20年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払

先が2か所以上あるときはその合計額)が152万円以下の方

- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和20年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額が102万円以下の方

※平成21年中に所得のなかった方、失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当の受給資格審査などの基礎資料になりますので申告してください。

II 申告に必要なもの

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類を持参されないときは、申告が受けられませんのでご注意ください。

- 給与所得者・公的年金受給者/源泉徴収票または事業主の支払証明など
- 事業所得者・不動産所得者/収支内訳書
- 医療費控除のある方/領収書、保険などで補てんされた金額の明細書(あらかじめ、領収書を個人ごとに集計しておいてください)
- 社会保険料控除のある方/国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書

●生命保険料・地震保険料控除のある方/支払額のわかる証明書(地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます)

●寄付金税額控除のある方/都道府県・市町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書など

●障害者控除を受ける方/障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行する障害者に準ずる者等の認定書

III 申告書の作成はご自分で

申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成、収支内訳書、医療費明細書の計算などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

※事業(営業、農業)所得・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を必ず記入しておいてください。